



スーパーL資金

〔 農業経営基盤強化資金 〕

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人）

※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。

資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

経営の安定化

負債（公庫※資金以外の制度資金は除く）の整理などが対象となります。

※公庫農林水産事業及び旧農林漁業金融公庫

法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金などの支払いが対象となります。

ご融資条件

償 還 期 限 ： 25年以内（うち据置期間10年以内）

融 資 限 度 額 ： 【個人】 3億円（特認 6億円）

【法人】 10億円（特認20億円〔所定の要件を満たす場合30億円〕）

- ※1 経営の安定化（公庫の融資に係る負債の整理を除く）については、上記金額の5分の1に相当する額とし、かつ、本資金の他の貸付金残高との合計額が上記金額を超えないものとします。
- ※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。
- ※3 ご融資の最低限度額は50万円です。

金 利 ： . %（融資期間 年 の場合、 年 月 日現在）
※借入時の金利は金利情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人 ： ご相談の上、決めさせていただきます。

融資事例

スーパーL資金は、認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を総合的に応援する資金です。施設・機械の取得や経営改善のための経営の安定など、次のような場合にご利用いただいています。

資金の使いみち	ご融資事例
施設・機械 家畜等	肉用牛肥育経営を営む認定農業者A社は、子牛の安定確保とコスト削減を図るため、一貫経営への転換を計画し、日本公庫に相談。繁殖牛100頭の導入資金と牛舎の増設にスーパーL資金を利用。
その他経営費	米の直売を行う認定農業者B社は、利益率の高い直売の割合を増加させ経営改善を図るため、売れ筋のブレンド米の販売を計画し、日本公庫に相談。ブレンドする米の仕入れ代、宣伝広告費などに充てるためスーパーL資金を利用。
経営の安定 (負債の整理)	認定農業者C社は、従前から生産方式合理化のための設備投資を計画していたが、近年の大規模災害等の影響を受け、借入金が増加。現在も償還は続けているが、投資に踏み切れない状況のため、日本公庫に相談。公庫とメイン行であるX銀行の支援のもと、経営改善のための計画を策定し、計画達成までの間の定期的なフォローアップを前提に、メイン行からの追加融資を受けて生産方式合理化のための投資を実施。併せて、既往公庫資金の償還負担を長期平準化するためスーパーL資金を利用し、資金繰りを改善。

クイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答します。

対象となる方	企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準以上 など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化（負債の整理など）はクイック融資制度の対象となりません。
利用限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

税制上の特例措置

登録免許税の特例措置（免除）〔登録免許税法〕
債権者を日本政策金融公庫として（根）抵当権を設定する場合には、債権額の4／1000の登録免許税が全額免除されます（資本金5億円以上の普通法人を除く）。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら





青年等就農資金

新たに農業経営にチャレンジする
認定新規就農者を応援する無利子
の資金です。

ご利用いただける方

認定新規就農者

※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人

資金の使いみち

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理
加工施設や、販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費の
ほか、それぞれの育成費も対象となります。

借地料などの一括支払い

農地の借地料や施設・機械のリース料などの
一括支払いなどが対象となります。
※農地の取得費用は対象となりません。

その他の経営費

経営開始に伴って必要となる資材費などが対
象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：１７年以内（うち据置期間５年以内）

融 資 限 度 額：３，７００万円（特認１億円）

※最低限度額は５０万円です。

金 利：無利子（お借入の全期間にわたり無利子です）

担 保：原則として、融資対象物件のみ

保 証 人：原則として個人の場合は不要、法人の場合で必要な場合は代表者のみ

資金ご利用のイメージ

会社員だったAさん。就農相談会に参加したことを機に農業の魅力にひかれ、就農を決意。
普及指導センターから紹介された受入農家で2年間の研修を受けた後、妻とともに就農。
青年等就農計画の認定を受け、ハウス30aのイチゴ経営を目指す。

(計画1年目) ハウス20a建設、経営開始に必要な資材代等
(計画3年目) ハウス10aの増設、規模拡大に必要な資材代等
(計画5年目) イチゴ直売所の設置
：
(計画期間満了後) 認定農業者となり、更なる経営発展を目指す ← スーパーL資金等を利用

農地等の取得にご利用いただける資金

認定新規就農者の方が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金(有利子)をご利用いただけます。

ご利用条件等

借入額が1,000万円以下の場合

①融資率100% ②償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)

就農準備と資金のご利用にあたっては、地域の相談窓口が皆さまを応援します

- ◆新たに就農(農業経営の開始)を希望される方には、農地・資金・技術習得など就農に向けたお役立ち情報を提供するほか、研修など就農に向けた準備や青年等就農計画の作成をスムーズに進められるよう、地域の相談窓口が皆さまをサポートします。
- ◆事業の具体的な内容や収支の内容を記載する経営改善資金計画の作成にあたって、都道府県(普及指導センター)等の地域の機関が、お手伝いします。

【ご相談窓口】：市町村、都道府県(普及指導センター)、農業経営・就農支援センター等のほか最寄りの窓口機関(日本公庫・農協・銀行等)でも相談を受け付けます。

ご留意いただきたい事項

- 国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、融資残補助事業や経営発展支援事業、新規就農者チャレンジ事業は対象となります。
- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 本資金は、毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。





農林漁業 セーフティネット資金(農業)

災害や社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた方の資金繰りを支援する資金です。

ご利用いただける方

- | | |
|-----------|--|
| 1 認定農業者 | 農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた個人・法人 |
| 2 認定新規就農者 | 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人 |
| 3 主業農業者 | (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上の個人
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上の法人 |
| 4 その他 | 農業経営開始後3年以内の者・集落営農組織 等 |

ご利用いただける要件

「ご利用いただける方」が、以下のいずれかに該当する場合にご利用いただけます。

災害

災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を受けた。

行政指導

BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や、畜産物の移動制限を受けた。

社会的または経済的環境の変化による経営状況の悪化

- ①最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少している。
- ②最近の決算期における所得率または純利益額が前期に比し悪化している。
- ③最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている。
- ④前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である。
- ⑤前期の決算期において所得で赤字が生じており、最近の決算期において所得が黒字化したものの、債務償還可能年数(長期負債÷(純利益額+減価償却費))が20年以上である。
- ⑥売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じている。
- ⑦一時的な農産物価格の低下や資材価格の高騰等社会的な要因により経営に著しい支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した事象に限る)。
- ⑧感染症の影響により資金繰りに支障を来している(ただし農業経営に著しい影響を及ぼすとして主務省が指定した感染症等に限る)。
- ⑨取引先金融機関の業務停止命令や、貸し渋り等の影響を受け、資金調達に支障を来している。
- ⑩取引先の倒産により、農産物の販売や資材の仕入れ等に支障を来している。

ご融資条件

資金の使いみち：経営の安定を図るのに必要な資金

融 資 期 間：15年以内(うち据置期間3年以内)

融 資 限 度 額：一般 600万円

特認 年間経営費等の6/12以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合)

※最低限度額は設けておりません。

担 保 ・ 保 証 人：ご相談の上、決めさせていただきます。

金 利： . % (融資期間 年 の場合、 年 月 日現在)

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

ご融資事例

次のような場合に農林漁業セーフティネット資金をご利用いただいています。

経営継続のための資金繰りをサポート（ご融資先：酪農を営むAさん）

ご融資前	搾乳牛50頭規模の酪農を営むAさんは、飼料価格の高騰と乳価の低迷の影響を受けて、運転資金が不足する状態となった。 この結果、初妊牛購入のための運転資金が確保できず、搾乳頭数の減少により経営規模が縮小し、今年の農業粗収益は3,600万円と前年から400万円の減少となった。
ご融資後	Aさんは、農林漁業セーフティネット資金300万円を借り入れし、初妊牛の購入にあて、経営規模を回復した。 なお、この300万円の返済期間は5年間と長期であり、当面の資金繰りの安定が図られる見込みである。

災害による経営の立て直しを支援（ご融資先：施設野菜を営むB社）

ご融資前	施設野菜を営むB社は、昨年の秋の台風で、一部ビニールハウスが倒壊する被害を受けた。 B社はハウストマトの周年出荷を行っており、販売先への継続出荷のためにも、ビニールハウスの早期修復が不可欠であった。
ご融資後	B社はビニールハウスの修繕を早期に実施したものの、これにより肥料の購入等に充てるための運転資金が不足。農林漁業セーフティネット資金の特認限度額を利用し、年間経営費の12分の3となる1,000万円を借り入れた(※)。 この結果、B社の資金繰りは安定。販売先への継続出荷を滞りなく行うことができたため、今期も前期並の売上が確保できる見込みである。

※災害を原因として農林漁業セーフティネット資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「被災証明書」等が必要です。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら

支店一覧はこちら



経営体育成強化資金

意欲と能力をもって農業を営む方の前向き投資や償還負担の軽減を支援する資金です。

ご利用いただける方

- 1 主業農業者 (個人) 農業所得が総所得の過半を占める、または農業粗収益が200万円以上であって、青壮年の家族農業従事者がいること等の一定の要件を満たす個人
(法人) 農業売上高が総売上高の過半を占める、または農業売上高が1,000万円以上であって、常時従事者の構成員がいる法人
- 2 認定新規就農者 青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人
- 3 その他 農業参入法人・集落営農組織 等

資金の使いみち

経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

前向き投資

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の生産、流通、加工、販売などに必要な施設・機械などが対象となります。

家畜・果樹等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

利用料の一括支払い等

農地の利用権を取得する場合における権利金などの一括支払い等が対象となります。

償還負担の軽減

再建整備

農地等の取得・改良・造成や、農業経営に必要な資材・施設などの取得・設置のために生じた負債(制度資金等を除く)の整理に必要な資金が対象となります。

償還円滑化

既往借入金等の負債(制度資金、土地改良事業負担金など)に係る支払いの負担を軽減するために、経営改善計画期間中の当該負債の支払いに必要な資金が対象となります。

ご融資条件

融 資 期 間：25年以内（うち据置期間3年以内）

融 資 限 度 額：①～③の範囲内でかつその合計額が個人1億5,000万円、法人・団体5億円以内

- ①前向き投資 負担額の80%
- ②再建整備 個人 1,000万円（特認1,750万円、特定2,500万円）
法人 4,000万円
- ③償還円滑化 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等に係る負債の各年の支払金の合計額に相当する額

※最低限度額は50万円です（ただし再建整備・償還円滑化を除く）。

金 利： . %（農地等を取得する場合は . %、 年 月 日現在）

※借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

新たに農業に参入する企業を応援します

一般の株式会社等が新たに農業に参入する際に必要となる農業用施設や機械の導入などの初期投資に対しても、経営体育成強化資金がご利用いただけます。

ご利用いただける方

農業を営む法人であって次の要件を満たす方

- ① 農業経営開始後、決算期を2期終えていないこと
- ② 5年以内に農業経営改善計画※1の認定を受ける計画を有していること
- ③ 経営改善資金計画について特別融資制度推進会議※2の認定を受けていること

※1 農業経営改善計画とは、農業者自らが概ね5年後を目標として作成する経営改善のための取り組みに向けての計画であり、農業経営基盤強化促進法に定められています。なお、この農業経営改善計画を市町村等に提出し、市町村長等の認定を受けた場合には、認定農業者となり、国等の農業施策に関する支援措置を重点的に受けることができます。

※2 特別融資制度推進会議とは、認定農業者が農業経営改善計画に基づき農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の制度資金を借入れようとする際に作成する経営改善資金計画に対し、収支計画の達成可能性や市町村の農業施策との整合性等について審査を行う、市町村を始めとする関係機関から構成される合議体のことです。

ご融資条件

融 資 期 間：25年以内（うち据置期間3年以内）

融 資 限 度 額：負担額の80%と1億5,000万円のいずれか低い額。

※資金の使いみちによってご融資の最低限度額が異なります。

金 利：借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

ご融資事例

【参入事例：漬物製造業者】

事業目的	A社はもともと国産の有機野菜を原料に使用する漬物製造業者であったが、昨今の消費者の食品の安全性に対する意識の高まりを受け、原料野菜へのこだわりを強化しようとしていた。 A社は農業生産法人を設立して新たに農業に参入し、有機・無農薬野菜を専門に生産する農場を開設した。安全・安心な野菜を原料とする漬物を消費者に安定的に届けることが可能になったほか、農場開設によるPR効果により、A社本体の売上増加にもつながる計画である。
事業内容	パイプハウス設置、一次処理加工施設（カット）・保管貯蔵施設の建設
事業費	3億2,000万円（うち経営体育成強化資金1億円、ご融資率31%）

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら



支店一覧はこちら



農業改良資金

生産・加工・販売の新部門の開始など
新たな取組みを応援する無利子の資金
です。

ご利用いただける方

- 1 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）
- 2 米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）
- 3 六次産業化法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）
- 4 みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等（認定計画に掲げる事業に取り組む方）

資金の使いみち

農業改良措置に関する計画（※）の実施に必要な次の資金

※ 農業改良措置の内容について都道府県知事から認定を受けた経営改善資金計画。ただし、ご利用いただける方のうち、4に掲げる方については、都道府県知事から認定を受けた（特定）環境負荷低減事業活動実施計画（農業改良措置に関する部分に限ります。）。

施設・機械

農業生産用の施設・機械のほか、農畜産物の処理加工施設や販売施設も対象となります。

家畜・果樹等

家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費も対象となります。

農地の利用権の取得等

農地の利用権や農業用施設・機械の賃借料などの一括支払いなどが対象となります。

※農地等の取得費用は対象なりません。

品種の転換や特別の費用

品種の転換や営業権の取得、研究開発に必要な資金などが対象となります。

需要の開拓

需要を開拓するための調査費用、通信・情報処理機材の取得などが対象となります。

その他の経営費

農業改良措置の導入に必要な資材費、雇用労賃などの初度的な経営費が対象となります。

〔農業改良措置の要件〕 次のいずれかに該当することが必要です（※）。

※ご利用いただける方のうち、1～3に掲げる方

- ・新たな農業部門の開始（従来取り扱っていない作目、品種への進出）
- ・新たな加工事業の開始
- ・農畜産物または加工品の新たな生産方式の導入（新たな技術・取組みを導入して品質・収量の向上およびコスト・労働力の削減を目指す場合）
- ・農畜産物または加工品の新たな販売方式の導入

※ご利用いただける方のうち、4に掲げる方

- ・新たな農業部門の開始（従来取り扱っていない作目、品種への進出）
- ・農畜産物の新たな生産方式の導入（新たな技術・取組みを導入して品質・収量の向上またはコスト・労働力の削減を目指す場合）

ご融資条件

償 還 期 限：12年以内（うち据置期間3年以内）

ただし、次のいずれかに該当する場合は据置期間5年以内

- ①振興山村、過疎地域、中山間地域などの特定の地域で事業を実施する場合
- ②上記「ご利用いただける方」の3に該当する場合

融 資 限 度 額：【個 人】5,000万円

【法人・団体】1億5,000万円

※ ご融資の最低限度額は50万円です。

金 利：無 利 子（お借入の全期間にわたり無利子です）

担保・保証人：ご相談の上、決めさせていただきます。

ご留意いただきたい事項

- 国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む）は、本資金の対象となりません。
- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 本資金は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫

農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

支店一覧はこちら



（令和8年4月）